

外国人留学生諸納付金減免制度のご案内

広島修道大学では、外国人留学生を経済的に支援するための諸納付金減免制度を設けています。諸納付金減免を希望する人は、必要書類を出願書類とあわせて提出してください。

1. 申請資格

出入国管理および難民認定法別表第 1 に定める「留学」の在留資格を保有、または取得見込みの外国人留学生であって、経済的に修学が困難と認められるものであり、次(1)から(3)をすべて満たす者

「留学」の在留資格を取得見込みの場合は、事前に国際センターへ問い合わせてください。

- (1)母国から入学金・授業料等以外の仕送りがある場合、その平均月額が 90,000 円以下であること
- (2)日本に居住する扶養者がある場合、その年収が 500 万円未満であること
- (3)入学試験の成績が優秀であること

2. 提出書類

次の(1)および(2)すべての書類を出願書類とあわせて提出すること

- (1)諸納付金減免申請書（本学所定用紙）
 - (2)在留資格を示す書類の写し（在留カード、もしくはパスポートの該当ページ）
- ※在留カードは両面コピーすること

3. 選考方法

入学試験成績および申請書一式により選考する。

4. 減免範囲および採用人数

減免範囲	採用人数
在学料の全額	入学試験の得点率上位 21 位以内の者
在学料の半額	入学試験の得点率上位 22 位から 26 位までの者

※大学院博士後期課程を優先し、残余数を大学院修士課程または博士前期課程に充てる

5. 減免対象期間

入学時から 1 年間（2 年次以降は再度申請が必要）

6. 決定通知

諸納付金減免の採否決定通知は、第 2 次募集の合格発表日に速達で郵送します。

諸納付金減免に関する問い合わせ先
国際センター (082-830-1103)